



令和3年度 成人用肺炎球菌予防接種のお知らせ

No.151

平成31年度から令和5年度までの5年間をかけて、年度ごとに65歳から5歳刻みの年齢の人に、一人一回、成人用肺炎球菌予防接種の御案内をすることになりました。

この制度は、平成26年10月から平成30年度にかけて、同じ方法で御案内しましたが、今年度は65歳になる人及び平成28年度に御案内をした人のうち、高松市に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの接種記録がない人にこのお知らせをお送りしています。(接種対象者は下記のとおり。)

お知らせをお送りした人のうち、自費での接種を含め、過去に一度でも23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの接種を受けたことがない方が定期接種の対象で、自己負担金2,400円で接種できる期間は令和4年3月31日までです。

(過去に接種したことのある人は、今回の公費助成を受けての接種はできませんので、御了承ください。)

令和3年度の接種対象者

過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの接種を受けたことがない人で、次の(1)か(2)に該当する人

(1) 令和3年度に次の年齢となる人(下記の方は、誕生日以前でも接種できます。)

年 齢	対象生年月日
65歳	昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生の人
70歳	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生の人
75歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生の人
80歳	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生の人
85歳	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生の人
90歳	昭和 6年4月2日生～昭和 7年4月1日生の人
95歳	大正15年4月2日生～昭和 2年4月1日生の人
100歳	大正10年4月2日生～大正11年4月1日生の人

(2) 60歳以上の人であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害により、身体障害者手帳1級を有する人又はヒト免疫不全ウイルスにより身体障害者手帳1級を有する人(65歳以上の人は、高松市独自の任意接種助成制度に該当します。)

《注意》

- 成人用肺炎球菌予防接種は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する人のみに接種を行うものです。
- 接種期限 令和4年3月31日

- 予防接種について → ② へ
- 予防接種を受ける前に(注意事項) → ③ へ
- 令和3年度 高松市個別予防接種 実施協力医療機関一覧表(令和3年4月1日現在) → ④ ⑤ ⑥ へ

お問い合わせ先

高松市保健所 保健予防課 高松市桜町一丁目10番27号 TEL(087)839-2860 FAX(087)839-2879

予防接種について

実施場所について

- ・高松市予防接種実施協力医療機関(④⑤⑥ ページの実施協力医療機関一覧を御覧ください。)
 - ・香川県広域予防接種協力医療機関(高松市外の香川県内の医療機関で接種を御希望の場合は、接種希望の医療機関《一部実施できない医療機関もあります》又は高松市保健所 保健予防課にお問い合わせください。)
- 希望する医療機関へ電話をして、接種日時を予約し、同封の予診票を必ず持参してください。
なお、自己負担金免除に該当する人は、必要な書類を持参してください。
接種対象者(2)の65歳以上の人の任意接種助成制度は、高松市内の医療機関でのみ実施します。

費用

自己負担 2,400円

自己負担金免除対象者

- ①生活保護法による保護を受けている人
- ②中国残留邦人等の支援給付を受けている人
- ③令和3年度市民税非課税世帯の人

自己負担金免除対象者であることが確認できる証明書が必要です。

接種時の持ち物

- 予診票
- 自己負担金 2,400円
- 自己負担金免除対象者であることが確認できる証明書(※対象者のみ御用意ください。)
 - ①自己負担金免除承認通知書
 - ②令和3年度市民税課税状況の確認票
 - ③令和3年度介護保険料決定通知書兼納入通知書(写し)
 - ④生活保護受給証明書・支援給付受給証明書
- 1ページ目の『令和3年度の接種対象者』のうち(2)に該当する方→身体障害者手帳の写し(※1～4面の写しを御用意ください。)又は予防接種対象者確認書(保健予防課へ御相談ください。)

・①～④のいずれか1点を御用意ください。
・詳しくは、同封の「自己負担金免除等の手続きについて」を御覧ください。

接種期間

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

転入してきた場合

令和3年度中に高松市へ転入して来た場合は、お知らせをお送りさせていただいていますが、前住所地で接種している方は対象になりませんので御了承ください。

転出した場合

予防接種は、住民票のある市区町村での取り扱いになります。転出された場合は、高松市の予診票は使用できません。転出先の市区町村で新たに交付を受けてください。

対象年齢外での接種について

長期療養等により、対象年齢で定期予防接種が受けられなかった方は、公費により予防接種が受けられる場合がございますので、保健予防課へ御相談ください。

肺炎球菌感染症について

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎の起因菌となることもあります。脾摘患者、無脾症、リンパ腫などの患者では重篤になることが知られています。

ワクチンについて

23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンは、肺炎球菌の約90種類ある血清型の中で、頻度の高い23種類の肺炎球菌を型別に培養し、殺菌後各々の型から抽出精製された莢膜多糖体(ポリサッカライド)を混合したワクチンです。このワクチンの接種によって、わが国に分布する肺炎球菌莢膜型の約70%に対応することができます。1年中どの時期に接種してもよく、健康な人では少なくとも接種後5年間は効果が持続するとされています。また、過去5年以内に肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンの接種を受けたことがある人においては、初回接種よりも局所反応の程度と頻度が高いことから、再接種にあたっては、その必要性を慎重に考慮して、十分な間隔をあけて接種することが必要です。

副反応

主な副反応は、局所の疼痛、熱感、膨張、発赤が5%以上認められます。筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱もありますが、いずれも軽度で通常2～3日で消失します。

他の予防接種との間隔

令和2年10月1日より、異なるワクチンにおける接種間隔の規定が改正され、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンと異なるワクチンを接種する際の間隔の制限がなくなりました。

ただし、前後に新型コロナウイルスワクチン接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおいてください。また、成人用肺炎球菌予防接種と新型コロナウイルスワクチン接種を同時に行わないでください。